

京都市告示第149号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき平成20年6月6日付けで認可した笹屋町一丁目町内会、平成22年10月18日付けで認可した松下町西部町内会、平成27年8月10日付けで認可した下山田村中会及び平成13年3月30日付けで認可した瓦町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月25日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 笹屋町一丁目町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 忠雄	清水 ひとみ
代表者の住所	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目544番地	京都市上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目537番地

2 松下町西部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹松 秀昭	平田 直也
代表者の住所及び所在地	京都市中京区聚楽廻松下町3番地2	京都市中京区聚楽廻松下町2番地7

3 下山田村中会

	変更前	変更後
代表者の氏名	山口 哲	河合 寛明

代表者の住所	京都市西京区山田御道路町 1 番地 1	京都市西京区山田弦馳町 1 1 番地 1

4 瓦町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	辻 安広	森澤 幸次
代表者の住所	京都市伏見区深草瓦町 2 3 番 地	京都市伏見区深草瓦町 3 4 番 地

(文化市民局地域自治推進室)